

# 加入から退職金を受け取るまで

# 建退共制度の手順

## Step 1

### 契約できる人、加入できる人

#### 契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといないにかかわらず契約できます。



#### 加入できる従業員は？

建設現場で働く方々なら、職種(大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工・現場事務員など)にかかわらず、また、日給・月給に関係なく加入できます。

ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

#### 一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます。）が集まって任意組合を作り、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

なし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者とみなすことにより、制度を適用することにしております。

## Step 2

### 加入するには

各都道府県建設業協会内にある建退共の支部で「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んでください。

※加入の手続に関しては、費用はかかりません。

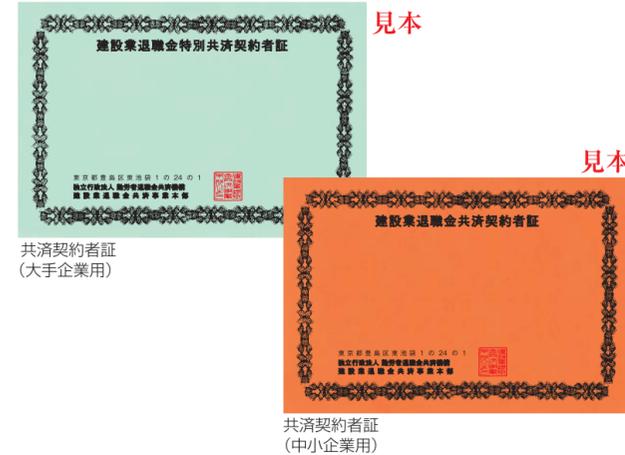


## Step 3

### 加入すると

加入すると、事業主には「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

#### 事業主には？



#### 現場で働く方々には？



## Step 5

### 退職金を受け取るには

退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙が12月(21日分を1ヶ月と換算)以上になって、建設関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者またはその遺族からの請求により、その請求人に直接支給されます。(なお、請求事由発生日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)



#### 請求するには？

退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と必ず住民票及び退職所得の受給に関する申告書と個人番号並びに身元確認のための書類を添えて、建退共支部まで提出してください。

#### 受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

#### 退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっており、働いた年数が長いほど有利になります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3~5割程度の額となっております。12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。

掛金納付年数(月数) 退職金額(単位:円)

掛金納付年数(月数)	退職金額(単位:円)
1年 (12月)	23,436
(18月)	48,174
(23月)	76,167
2年 (24月)	156,240
5年 (60月)	410,781
10年 (120月)	945,903
15年 (180月)	1,572,816
20年 (240月)	2,256,366
25年 (300月)	3,029,754
30年 (360月)	3,902,745
35年 (420月)	4,898,775
40年 (480月)	6,036,723



## Step 4

### 掛金を納めるには

#### 共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて、もよりの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。

#### 中小企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

#### 大手企業用共済証紙



1日券 310円



10日券 3,100円

#### 共済証紙の貼り方は？

雇用している労働者に賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたことになります。

#### 取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



## 適用標識(シール)の掲示

発注者から工事を受注した場合、現場事務所・工事現場の出入り口の見やすい場所に、標識を掲示してください。標識は建退共の支部にあります。

### この工事の元請事業主は建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合、退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。建退共に参加していない下請事業主は、参加しましょう。事業主は、退職金共済手帳に貼紙を貼りましょう。手帳の更新を忘れず。

独立行政法人 労働者退職金共済機構  
建退共事業本部  
電話 03(6731)2831